平成26年度第1回から第3回特別職報酬等審議会議事録について以下のと おり掲載します。

なお、審議会資料については、情報公開コーナー (庁舎1階) に備え付けております。

平成26年6月24日

平成26年度第1回河南町特別職報酬等審議会議事録

日 時 平成26年5月16日(金)19時~20時

場 所 河南町役場2階 201会議室

- 1 委嘱状交付
- 2 町長あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 会長選出 槙野日出男氏
- 5 諮問 ・町長及び副町長の給料額について
  - ・議会の議員報酬の額等について (諮問後、町長退席)
- 6 審議会資料について事務局から説明
- 資料1 特別職等報酬の改定経過
- 資料 2 府内町村長等特別職の給料比較
- 資料3 議会議員報酬の改定経過
- 資料4 府内町村議会議員報酬の比較
- 資料 5 府内町村議会の政務調査費の比較
- 資料 6 一般職のうち高額給与所得者の状況(平成25年度決算)

特別職等の年間総給与収入

議会議員の年間総給与収入

参考資料 大阪府市町村ハンドブック (抜粋)

最近の給与勧告の実施状況

人事行政の運営などの状況

平成25年度特別職報酬等審議会答申(特別職の退職手当)

平成22年度特別職報酬等審議会答申(特別職の報酬額等)

平成20年度特別職報酬等審議会答申(特別職並びに議員の報酬額等)

事務局 それでは、資料について説明させていただきます。

資料1でございますが、特別職等報酬の改定経過ということで、町長・副町長、参考までに教育長のこれまでの報酬の改定状況を記載しています。昭和62年4月1日の町長の報酬が560,000円、副町長が500,000円、教育長が470,000円となっておりまして、それ以後何度か改定されています。平成5年4月1日に、現在の条例上の報酬額に改定され、町長の報酬が840,000円、副町長が700,000円、教育長が670,000円となっております。

その後、平成13年4月1日に再度報酬審議会を開き、据え置きという形になっ

ております。その後平成 15 年 12 月 1 日に審議会には諮らずに、町長が 5%、副町長・教育長が 3%とそれぞれカットしています。平成 19 年 1 月 1 日については報酬等審議会を開催し、答申をいただいております。武田町長が平成 18 年 4 月 1 日に就任していますので、ここからが武田町長就任後の改正となっていますが、840,000 円と条例上の本則に対し、附則で 10%をカットするということで 756,000 円となっております。副町長につきましても、附則で 3%カットし、679,000 円、教育長についても 3%をカットし、649,900 円となっております。その後、平成 20 年 10 月 1 日、平成 22 年 4 月 1 日それぞれ報酬等審議会の答申をいただき、条例本則の報酬額を据え置き、附則においてそれぞれ町長が 10%、副町長・教育長が 3%のカットとなっております。

平成 22 年 4 月 1 日制定時の附則により、平成 26 年 3 月 31 日までとなっていたため、平成 26 年 4 月 1 日からは本則に戻っておりまして、町長は 840,000 円、副町長は 700,000 円、教育長は 670,000 円となっております。以上が特別職等報酬の改定経過でございます。

続いて資料 2 は、府内 10 町村の特別職の給料の比較でございます。島本町ですと本則上 800,000 円で、附則で 5 %カットし 760,000 円に減額しています。豊能町は本則 820,000 円に対し 20%カットし、656,000 円になっております。河南町は本則 840,000 円のところ附則で 756,000 円となっております。中でも熊取町、田尻町、千早赤阪村につきましては、条例の本則で改正しておりまして、熊取町 760,000 円となっております。町長の報酬額を府下町村で比較すると、条例本則上は、河南町が能勢町と同額で 840,000 円となっており、府下町村で最も高い金額となっております。ただし減額措置を行っているため、実際支給を受けている金額につきましては、河南町は 756,000 円で 3 番目となっております。

同様に副町長の報酬については、条例本則上の順位が 4 番目で、実際支給を受けている金額は 2 番目となっております。参考に教育長については条例本則とも町村で1番となっております。3%の地域手当が支給されている場合もありますがこれは忠岡町のみとなっております。

続いて資料 3 は議会議員報酬の改定経過でございます。議長におきましては昭和 62 年に 230,000 円、平成元年に 260,000 円、平成 3 年に 310,000 円、平成 5 年に 360,000 円、平成 13 年では 400,000 円となり、副議長は 370,000 円、議員で 350,000 円となっております。

平成 20 年に報酬審議会で議長 340,000 円、副議長 315,000 円、議員で 298,000 円という答申をいただきましたが、答申どおり報酬額を下げるのではなく議員 定数を 14 名から 12 名に削減し、報酬額を 7.5%削減し、総額で 20%削減され

ております。これは議員提案で改正されたものであります。報酬審議会での答申を総額で上回る提案をされております。その後議員の報酬につきまして、諮問は一度もされておりませんので、議長 370,000 円、副議長 342,000 円、議員 323,000 円となっております。

資料4について、府内町村議会議員の報酬の比較となっております。議員定数については島本町が14人となっており、各町村の定数は資料のとおりです。河南町は12人となっております。

議長、副議長、議員の報酬ですが島本町ですと本則上では 395,000 円、減額後 375,300 円でどちらも府下で1位となっています。河南町では 370,000 円、附則 等減額をしておりませんので本則どおり 370,000 円を支給しております。府下2 番目であります。

副議長と議員の報酬については条例本則で 2 番目となっており、現在減額をしておりませんので府下で 1 番となっております。条例本則で減額したり、附則で減額率を設定し支給しているところもあります。

資料5について府内町村議会の政務調査費の比較です。報酬以外に政治活動に 必要な政務調査費が支給されております。島本町については、政務調査費は支 給されておりません。

熊取町 20,000 円 豊能町、千早赤阪村、河南町が 15,000 円 能勢町、太子町 が 10,000 円、忠岡町、田尻町、岬町が 5,000 円となっております。

資料 6 について、こちらは一般職のうち高額給与所得者の状況でございます。河南町の一般職員の年額がどの程度あるかを表にしたものです。職員 A については、給料、その他手当含めて 856 万円。職員 B については 818 万円となっております。職員 A についてはこのうち住居手当が 32 万円入っておりまして実費弁償の性格がありますので、それを差し引きますと、約 820 万円から 830 万円の年収となっております。

その下ですが、これは特別職の年間給与収入となっております。町長につきましては、月額を 10%減額した、756,000 円の報酬月額で計算しており、給与合計で 12,462,660 円となっております。副町長は 3%減額した月額で計算しており 11,193,314 円となっております。教育長は 10,713,600 円となっております。その右につきましては、議員の年間給与収入です。議長の給与総額は 6,099,450 円となりそこに政務調査費の 180,000 円を加えますと 6,279,450 円となります。副議長で 5,817,870 円。議員で 5,504,655 円となっております。

政務調査費につきましては、政治活動を行った時だけ支給されるので、常に満額支給されているという事ではありません。

一番下にはボーナスの支給月数を記載しており、一般職で3.95 ケ月、特別職と 議員で3.9 ケ月となっております。以上が府下町村の比較をした各資料の説明で す。

続きまして参考資料です。こちらは大阪府市町村ハンドブックの抜粋となっております。まず P1 は河南町の状況です。平成 24 年度の財政力指数は 0.470。 経常収支比率は 92.0 となっております。この財政力指数が低いほど、財政力が弱いということになっております。一番下には河南町の税収の状況が記載されております。平成 24 年度では河南町の税の収入は 1,519 百万円。平成 23 年度では 1,531 百万円。平成 22 年度では 1,605 百万円となっております。税収は減少傾向となっております。

次にP2です。こちらは市町村別の議会開催状況の一覧です。河南町におきましては年4回定例会を開催しております。

P3 ですが、大阪府下の財政力指数です。河南町は 0.444 となっており、この値が小さいほど財政力が弱いということになります。千早赤坂村は 0.322、太子町は 0.530 となっており千早赤阪村は河南町より財政力が弱く、太子町は河南町より財政力が強いということになります。

P6ですが、職員のラスパイレス指数が記載されております。河南町では平成24年度においては104.1となっております。国を100とした場合の数値です。この年は国が特別な給与減額をしておりましたので、104.1となっておりますが、特別な給与減額つまり復興財源にあてるため国家公務員が給与削減しているわけなのですが、それをしなかった場合のラスパイレス指数は96.2となっております。国の100と比べまして96.2という数値となっております。この値は府下で35番目となっております。以上が職員の給与の状況となっております。

P7 ですが、大阪市、堺市という政令市を除く大阪府下市町村長、副市長村長、 教育長の条例本則それから減額後の数値が記載されております。

P8ですが市町村別の議長、副議長、議員の報酬が記載されております。

P9ですがこちらは一般職の職員の給与の状況です。河南町におきましては人事院勧告が出されますと人事院勧告に基づいて給与の改定を行っております。その人事院勧告の状況を平成11年から記載しております。月例給では平成24年、平成25年においては据え置きとなっておりますが、過去若干ですが徐々に下がってきております。資料の中央にはボーナスの支給月でありまして、現在は3.95ケ月となっております。左の数値は年間平均してどれほどの額が減額となっているかを記載しております。以上一般職の人事院の勧告の内容です。

P10 につきましては河南町の人事行政の運営という事で、一般職の給与及び手当についての数値を記載させていただいております。

P11 ですが、参考までに、前回の特別職等報酬審議会での答申をいただいた内容 を資料としてつけています。

P15 ですが平成 22 年の町長の給料月額の 10%減額の際の答申でございます。

P18ですが平成 20年の議会の議員の報酬を諮問した時の答申でございます。議長は400,000円を340,000円。副議長は370,000円を315,000円。議員は350,000円を298,000円とそれぞれ15%減額するとした答申をいただいておりますが、議員提案によりそれぞれ7.5%の削減をもって報酬を見直され、その代り議員定数を2名削減しております。議員定数の削減についてはP21の附帯意見中に定数についてはこの時の答申に触れられております。報酬の減額と議員定数の削減により総額20%の減額を実施しております。それ以降議員の報酬等は改定されておりません。

資料の説明は以上です。

## 7 審議

会 長 何かご意見はございませんか。

委員前回の事もあるので、町長は10%減額ありきではないか。

委員 まず年棒において町長、副町長、教育長の減額率はどのような割合か。

事務局 各市町村においてばらつきがあります。

委員 平均としてどうなのか。

事務局 資料 2 一番下府内市町村長の平均の金額です。町長は 675,700 円。副町長は 636,700 円。教育長は 573,800 円となっており、町長の給料額に対する副町長の 額の割合は、94.2%なので  $5\sim6\%$ 減となっております。

委員 町長と副町長の仕事量の差があまりないのか。

事務局 町長は公約などでまず自分の給料を低く設定するため、給料の開きがあまり目 立たないようになってきていると考えます。

委員 副町長は特別職とはいえ事務方ということ。

委員 今回町長は公約で10%減と言っていないのか。

事務局 公約には上がっておりません。

委員 今までの流れからすると 10%減は一つの基準となるのでは。

委員 財政状況も年々厳しくなってくる事も考慮しなければならない。

委員 他町村の減額率等の決定は公約なのか審議会の答申なのか。

事務局 公約の場合もあるが、町長の職務と職責に応じて金額を決定するという事を念 頭において考えていただきたい。

委員 財政難の中、10%減額だけとはどうだろうか。財政難というのを知って今の立

場になったのではないか。

委員 議員報酬の話だが、これから河南町をどのようにするかという問題があると思う。そうなれば、おのずと議員の定数にも言及しなければいけないし、兼業をしなければ議員になれないというのも問題である。兼業しながら正しく町行政を監視できるのかという問題もある。

会 長 町のスケールからみると議員の報酬、特別職の報酬は府下で上位に位置づけられている。

委員 定数を削減するとした場合、法的には可能なのか。

事務局 現在は定数に上限や、人口規模に応じて何人などの規定はございません。

委員 今では議員報酬を日当制にしているところもあると聞く。

委員 日当制だから立候補しないということはないと思う。

委員 現在の議員で専業と兼業の別はつくのか。

事務局 12人中自営業が5名、農業などその他が5名、無職が1名、政党役員が1名となっております。

議員の定数については意見としては出るとしても、審議会の諮問にはそぐわないと考えます。あくまで今回は、任期期間中でもありますので、12人の定数としてどれくらいの報酬が妥当かを決定していただく事になります。資料の4ですがその中に府下町村議員の定数を記載しております。その中で定数と各町村の人口とを比較してみると河南町の議員定数の当否は判断出来ると考えます。

委員 大阪府下町村議長の報酬平均と河南町の割合は。それと各町村の最近の傾向は。

事務局 93.6%で 6.4%程の差があります。そして傾向ですが、給与、報酬については下がり気味です。現在報酬を上げている団体はありません。下げるか横ばいであります。

会 長 報酬等を上げるのは時期尚早だと考える。やはり、公務員である以上給料が上がる時は一番遅く、下がる時は一番早くというのが一般論ではないだろうか。 民間は徐々にではあるが上向いているがまだ完全に上向いているとは言い難いため、今回は上げられない。

委員 議員の報酬も考えながら、特別職から焦点をあてていく。

委員 税収も財政力指数も右下がり。

事務局 財政力指数は府下の中でも弱いほうです。財政力指数は弱いですが、財政は健 全に運営されていると考えます。

会 長 財政力指数とは。

事務局 基準財政収入額と基準財政需要額です。河南町においての必要な需要額に対して入ってくる収入の事です。不足額は交付税等でまかなっている状況です。

会 長 大阪府下の10町村の中で河南町のポジションというのはあるので、そういった 視点から検討する方法もある。とりあえず今回もらった資料を検証してみたい。 委員 ちなみに職員の年収の平均は。

事務局 平均で、600万円程度となります。

委 員 平均年齢は。

事務局 44.6 歳と、他の町村より若干高めです。行政改革で職員採用を抑制していたためと考えられます。

会 長 それでは、資料をよく検討していただいて次回にまたいろいろご意見をうかがいたいと思う。次の審議会に準備しておく資料等ございませんか。あれば、事務局に連絡してください。

委 員 他町村の減額率の決定について、公約なのか審議会の答申なのかを調べておいていただきたい。

委員 特別職の年収と一般職の年収は何か関係あるのか。

事務局 特に関係はございませんが、一般職の高額の職員と特別職との年額が逆転しないようにするため、参考として記載しております。

会 長 わかりました。今日の審議はこれで終了いたします。

事務局 次回の日程ですが、6月2日(月)でお願いします。

平成26年度第2回河南町特別職報酬等審議会議事録

日 時 平成26年6月2日(月)19時~20時

場 所 河南町役場2階 201会議室

出席者 模野日出男会長、廣野清枝委員、阪上勝彦委員、山口利昭委員、奥埜明夫委員

事務局 総務部人事財政課 木矢部長、渡辺課長、桶本係長

## 1 追加資料について事務局から説明

追加資料1 議員報酬と職員給与の比較

追加資料 2 議会の活動状況調

追加資料3 府内町村長等特別職の給料比較

追加資料 4 府内町村議長等特別職の報酬比較

会 長 第2回目の審議会を開催させていただく。スケジュール的なことも考えれば、 今日で、ある程度の骨子をまとめたい。それでは、追加資料について説明をしていただきたい。

事務局 資料の説明をさせていただきます。追加資料1としまして、議員報酬と職員給料の比較の資料を作成しました。これは委員さんから人口千人当たりの議員報酬及び人口千人当たり職員給与を比較した資料の作成依頼がありました。

上段は議員報酬の資料です。議員報酬支給合計を人口で割って千人当たりを算出しております。河南町ですと人口千人当たりの議員報酬は 3,997 千円となります。府下の町村で比較しますと上位から6番目となっております。

下段も同じような計算の方法で人口千人当たりの職員給与を算出しております。河南町でいいますと人口千人当たり 52,719 千円で、府下の町村で5番目となっております。ただこの職員給与に関しては、職員の平均年齢も関係してきます。年齢が若いですとその分給与も安くなります。各町村において平均年齢を見てみますとかなりのバラつきがありますので職員給与からの比較となりますとなかなか難しくなると考えます。さらに、職員数を見ましても、各町村で行政サービスの種類が違いますので、なかなか比較が難しいと考えます。ですから、職員給与に関しては参考程度に見ていただきたいと考えます。それでみますと河南町の千人当たり給与は平均年齢が高い中での5番目なので妥当な金額と考えております。

続きまして追加資料の2です。議会の活動状況の資料です。今回議員の報酬も 審議していただくという事なので、活動状況をまとめました。

議員定数は12名、常任委員会が2、特別委員会が7ございまして必要に応じて

開催されております。

次に議員の活動状況です。平成 24 年、25 年の状況を記載しております。平成 24 年では定例会、臨時会等で 38 日開催されております。平成 25 年度は 44 日です。

次に議長及び副議長の活動状況ですが、これは上記の議員の活動状況を除いた日数となっております。議長、副議長においては各種行事等に参加していただいております。委員会の参加に加え、府内の研修会等にも参加いただいております。それが平成24年は49回、平成25年度は75回となっております。

次に、議長副議長以外の議員の活動状況です。他の議員も各種委員会や行事等に参加していただいております。平成 24 年は 46 回、平成 25 年は 64 回となっております。

しかしながら、議員さんについては、地元との会合や打合せ、要望のとりまとめなど、事務局が把握しきれていない活動もございます。こちらの活動状況はあくまで事務局が把握しているものとなっております。

次に追加資料の3ですが、こちらの資料については特別職の給料について府内10町村の比較です。河南町の現状、そして減額後の河南町の順位を記載しております。町長の給与に関しまして、現在本則どおりとなっておりますので840,000円で、府内で1番目となっております。以下、島本町は760,000円(附則で5%減)、熊取町が760,000円(本則の額)の支給となっております。河南町で10%、15%、20%をカットした場合、それぞれ756,000円、714,000円、672,000円となり、10%カットした756,000円は、平成26年3月まで町長が支給を受けていた金額で、町内町村長のうち上から3番目の金額となります。河南町において10%、15%の減額の場合は、上から3番目の金額となります。20%カットした場合は、太子町が3番目となり、河南町が672,000円で4番目となります。

続いて副町長については、河南町では本則の 700,000 円を支給しています。これは、府内町村の中で最も高額となっております。以下、島本町は附則で 3%をカットして 683,900 円の支給となっております。河南町では平成 26 年 3 月まで 3%カットを行っており、679,000 円支給しておりました。この 3%カット後の金額は、上から 2 番目の水準となっております。 忠岡町は条例上 670,000 円となっておりますが、現在副町長は欠員となっておりますので、実際には支給されておりません。河南町が 5%カットした場合 665,000 円となり、島本町、忠岡町に続き 3 番目の金額になります。なお、この額は太子町と同額で、太子町も上から 3 番目ということになります。

教育長については、現在河南町が最も高額で、本則の 670,000 円を支給してい

ます。平成 26 年 3 月までは 3%をカットし、649,900 円を支給していましたが、 カット後も府内町村で最も高い金額となっております。 5%カットした場合は 636,500 円となり島本町に次いで府内 2 番目、8%カットした場合は 616,400 円 となり島本町、太子町に次いで府内 3 番目となります。

条例改正は、本則を改正する方法と附則で改正する方法がありますが、任期を 定めて附則で改正している町村が現在半数以上となっております。

最後に追加資料の4は、府内町村議長等特別職の給料比較です。議長については、現在河南町は本則の370,000円を支給しています。これは375,300円の島本町に次いで2番目に高額となっております。本則の370,000円から3%、5%、8%をカットするとそれぞれ358,900円、351,500円、340,400円となり、いずれも島本町、豊能町、能勢町、太子町に次いで5番目の金額になります。

副議長については、河南町は本則の 342,000 円を支給しており、府内町村で最も高い水準となっております。3%または5%のカットで府内町村のうち3番目、8%のカットで4番目となります。

議員も現在本則の 323,000 円を支給しており、府内町村で最も高額です。副議長と同じく 3%または 5%のカットで府内町村のうち 3番目、8%のカットで 4番目となります。

議長・副議長・議員の報酬について他の町村を参照すると、5%のカットをしているところがごいます。このカットについて、前回、報酬審議会に諮ってカットしているのか、自主的にカットしているのか、確認をいただきたいという質問をいただきまして、町村の方に確認しますと報酬審議会に諮らず行政改革の一環として附則においてカットしているといった状況であります。この内容につきましては、先ほどの特別職も同じでございまして、報酬審議会に諮らずに自主的に行財政改革の一環としてカットしている状況であります。追加の資料の説明は以上であります。

## 審議

会 長 委員から資料の要求のあった資料について、何かご意見はございますか。

委員 私が一番、欲しかったのは、市と町の比較でありまして、この中でも市に近い 規模の町でいくと人口当たりの報酬額は少なくなってくる。市であればもっと 低くなる。そういう問題を抱えているのが町である。それでも町として自立し ていくということなので、全員が相当の覚悟をもって町運営をしていくという ことを認識しないといけいない。

会 長 市になると人口が多く、人口当たりの議員数は少ない。

委員 民間会社でも大企業と中小企業では同じようにはいかない。議員報酬も年間500

万円なら兼職しないと難しいと思うが。

委員 議員の場合、定数を減らして報酬をそのままというのもある。

会 長 報酬を改正する場合でも、本則を改正するのか、附則によりカットするのか。

委員 附則により期間を定めた場合は、議会の議決はどうなるのか。

事務局 附則による改正の場合でも議会の議決は必要です。本則で改正すると施行日以 降は、その報酬になります。附則の場合は、期間が満了すれば元の本則に戻り ます。特別職に関していえば、前回、前々回の審議会でも報酬自体は妥当であるが、本町の財政状況等を考慮し、期間を定めてカットしたという形で答申を いただいております。

委員 他町村で言えば、ほとんど自主的にカットしている。

委員 追加資料3で公約によりカットしているところはどこですか。

事務局 カット率の高い8番・9番は公約であると思います。今回、カットしているところは、報酬審議会に諮っているところはありませんでした。

委員 自主的にカットしていただけたら有り難い。

会 長 ただ、報酬審議会に諮ってもらえることも、有り難い。

委員 ということは、我々の言い分も聞いてもらえる。

委員 町長の10%カット、本則前に戻るのは仕方がない。

委員 バランス的には、そこから 5%を下げるから議員も 5%の引き下げ。他町村の議会は 5%の削減が多い。

会 長 今回は、特別職と議員の引き下げについては、均衡を図る必要がある。

委員 議員報酬について、前回は答申どおり減額をするのが難しいから定数を減らした。今回も定数を減らすかもわからない。

事務局 報酬審議会の答申を受けて、議会が判断される。総額ベースで抑制されるかも しれない。ただ、今は12名の定数で報酬を審議していただけたらと考える。町 としては、答申をいただいた内容で議案を提出することとなると考えるが、後 は、議会でどういう判断をされるかによる。

会 長 まず、特別職の報酬について、どの当たりが妥当なのか、審議していただきた い。

委員 元に戻す必要がある。

会 長 元に戻して、それに上乗せするかの判断がひとつ。町長の 10%カットでは、町村で3番になる。しかし、1番目の金額と比較し、わずか4千円。

委員 副町長の3%カット、教育長の3%カットで元に戻しても、まだ高い。

委員 教育長の場合 8%カットが必要では。

委員 今後の教育改革は大変。学校の統合問題もある。

会 長 町長を15%に抑えてみる。これでも町村で3番目になる。

委員 そうすると、副町長、教育長についても5%を上乗せして8%になる。

会 長 町村で例えば、3番目に水準を合わせるとなるとどうか。各役職に応じてカット 率が異なるが、副町長が5%カット。教育長が8%カット。

委員 町長を13%にしたらいくらになる。

事務局 730,800 円。

委員 議員の報酬も3%から5%カットが必要。これで副議長と議員は町村3番目となる。

委 員 3%の場合、議長は、5番目となるが、3番目と1,100円の差。消防広域化や小 学校の統合問題もあるので、5%カットでなく3%程度でどうか。

委員 町長も3%を上乗せにして、議長、副議長、議員も3%の削減はどうですか。

委 員 それでしたら、副町長、教育長も現行に3%を上乗せして6%としてはどうですか。

会 長 現行の給与水準は、それとして、特別職、議員をそれぞれ3%カットすることと しても、少しバラツキがあるが、大体町村3番目になる。この辺で答申案をま とめてみたいと思いますが。

委員 それでお願いします。

会 長 改正の方法については、他の町村を見ても本則ではなく、附則の方が多い。特 別職も議員も附則で改正したいと思います。附則で改正し、本則になる時に、 再度、カットを継続するか判断するようにしたいと思います。それから、答申 書(案)の文面については、一任いただき、次回の審議会で提示させていただ きたい。

委員 わかりました。

平成26年度第3回河南町特別職報酬等審議会議事録

日 時 平成26年6月19日(木)19時~19時30分

場 所 河南町役場2階 201会議室

出席者 模野日出男会長、廣野清枝委員、阪上勝彦委員、山口利昭委員、奥埜明夫委員

事務局 総務部人事財政課 木矢部長、渡辺課長、桶本係長

会 長 それでは、第3回目の審議会を開催させていただく。前回に答申書(案)の骨子を決めていただいた。そこで、答申書の内容については、会長に一任をいただいていましたので、答申書(案)を作成いたしました。それでは、答申書(案)について事務局より説明をお願いします。

事務局 答申書(案)の説明の前に、山口委員から資料提供の依頼がありました、大阪 府以外の類似団体の状況について、資料を作成しました。参考としていただき たいと思います。

それでは、答申書(案)について、説明させていただきます。答申書(案)については、事前に各委員に配布し、確認をお願いしておりましたので、答申書の朗読をもって説明とさせていただきます。

※ 答申書を参照

「町長及び副町長の給料の額等について (答申)」

「議会の議員報酬の額等について(答申)」

会 長 何かご意見はございますか。

委員 追加でいただいた資料を確認すると、近畿 2 府 4 県の類似団体では、他の町村の議員報酬は、かなり低い。やはり、議員は非常勤として兼職しなくてはならい。

会 長 これを見ると、府内の町村議員は高いと思うが、これは、また次回の議論としたい。答申書(案)について何かご意見はございますか。

委員 異議なし

会 長 それでは、この内容で答申いたします。

(町長入室)

## 【答申】

会 長 5月16日に諮問を受けまして、3回にわたり審議いたしました。それでは、答申書の要点を読み上げます。

町長から諮問のあった、町長及び副町長の給料の額については、次のとおりと します。

町 長 月額 730,800円 (13%削減)

副町長 月額 658,000 円 (6%削減)

改定の実施時期は、7月1日とします。

それから、議会の議員報酬の額については、次のとおりとします。

議 長 月額 358,900円 (3%削減)

副議長 月額 331,700円 (3%削減)

議 員 月額 313,300円 (3%削減)

改定の実施時期は、7月1日とします。

町 長 お忙しいなか、お集まりいただき審議していただいてありがとうございました。 この答申を真摯に受けまして、議会に条例改正案を上程いたします。

会 長 どうもお疲れ様でした。また、今回の審議の結果と内容につきましては、町のホームページで公開いたします。細かい字句の修正については、一任頂きたいと思います。それでは、長期に渡りご審議を賜りありがとうございました。